介護休業給付金申請時の提出書類

く申請書>

- ① 介護休業給付金支給申請書
- ※ マイナンバーを記載してください。
- ② 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

複写のため切り離さないで提出してください

<mark>(安定所提出用)のみの提出では受理できません</mark> ご注意ください

<被保険者本人からもらうもの>

- □ 介護対象者の<u>(1)氏名(2)性別(3)生年月日(4)本人との続柄が分かる公的書類</u> <u>▶住民票、戸籍謄本など</u>
- ※続柄や同居(同一世帯)かどうか等によって必要な書類の種類や件数は異なります
- □ 振込先の通帳のコピー(本人名義のもの) 旧姓は不可 (表紙裏の口座名義、支店名、口座番号が記載されているページ)
- ※キャッシュカードのコピーでも可
- ※<u>ネット口座の場合は口座情報が表示されるページ</u>を印刷して添付金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が分かるページ
- ※手書き以外で申請書を作成する場合は省略しても可
- □①の申請書の「申請者氏名」欄の署名
- ※同意書を取っていれば不要
- ↳その場合は「申請者氏名」欄には<mark>「申請について同意済み」</mark>と記載してください

<事業所が用意するもの>

- □ 賃金台帳と出勤簿等(②の月額証明書に記載した全ての期間分)
- □ 支給対象期間の賃金台帳と出勤簿等
- □ 介護休業申出書のコピー

介護休業中に介護対象者が亡くなった場合

- □ 死亡日が確認できる資料
- <u>▶死亡日の載っている戸籍謄</u>本、住民票の除票、死亡届記載事項証明書など

介護休業が93日未満の場合・

介護休業申出書に記載の休業期間より早く職場復帰する場合

□ 職場復帰日が分かる出勤簿等

その他、内容等によって追加で書類が必要な場合もあります

<u>(裏面あり)</u> (R06. 11)

<申請可能時期>

・介護休業終了日の翌日から (介護休業期間が3か月以上の場合は3か月経過後の翌日から可能)

<申請期限>

介護休業終了日の翌日(介護休業期間が3か月以上の場合は3か月経過後の翌日) から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで

$\times \times$

迅速な給付のため、申請期限内に申請を行うことが原則ですが、申請期限が過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間(2年間)については申請が可能です。 時効が完成する日は「介護休業終了日の翌日(介護休業期間が3か月以上の場合は3か月経過後の翌日)から起算して2年を経過する日」となります。

> ハローワーク池袋(公共職業安定所) 雇用保険適用課 雇用継続係